

## 令和3年度第2回消費生活審議会会議録

開催日時： 令和4年1月27日（木）午前10時～12時

開催場所： 本庁舎2階第4委員会室

出席委員： 佐々木伯朗会長、吉永一行副会長、大西二郎委員、佐藤広行委員  
佐藤靖祥委員（Web参加）、高山真里子委員、平松美恵委員、  
渡辺淳子委員

情報提供者： 仙台市立仙台工業高等学校 福島隆嗣教諭

市民局： 佐藤市民局長、檜森市民局理事兼次長、武者生活安全安心部長、  
加藤消費生活センター所長、柴田主幹兼消費生活係長、寺田主幹  
兼相談啓発係長、佐藤総括主任、門間主事、石井主事

### 議題（1）会長・副会長の選出について

（司会）議題（1）会長・副会長の選出を行います。こちらは暫定で加藤消費生活センター所長が進行を務めさせていただきます。

（センター）暫定で進行を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。仙台市消費生活条例施行規則第28条第1項の規定に基づき、会長及び副会長は委員の互選により、定めなければなりません。まず会長ですが、いかがいたしましょうか。

（渡辺委員）前期に引き続きまして佐々木委員にお願いしたいと思えます。

（センター）ただいま渡辺委員から、会長に佐々木委員というご意見がありました。いかがでしょうか。

（一同異議なし）

それでは会長は佐々木委員に決定いたしました。次に副会長ですが、いかがでしょうか。

（佐々木会長）前期に引き続き、吉永委員がいいのではないかと思います。

（センター）副会長に吉永委員というご意見がありましたが、いかがでしょうか。

（一同異議なし）

それでは副会長は吉永委員に決定いたしました。これをもちまして会長・副会長の選出は終了とし、司会にお返しします。

（司会）佐々木会長、吉永副会長お席の移動をお願いいたします。

（会長、副会長座席の移動）

それでは改めまして佐々木会長、吉永副会長に一言ずつご挨拶をお願いいたします。

(佐々木会長) 佐々木でございます。第23期審議会の会長に就任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。本日から審議会委員のメンバーが新しくなりました。継続の方が8名、新規の方が2名という体制です。この新しいメンバーで令和3年度からの消費生活基本計画の進行管理をはじめとして、市民の消費生活の安定・向上に関する事項を調査審議してまいりたいと思います。2年間どうぞよろしくお願いいたします。コロナウイルス感染症の流行などで仙台市民の生活も大きな影響を受けている状況でございます。そういった中で本日お集まりいただいた皆さんには誠にありがたいと思います。本日は消費生活基本計画の進行管理について事務局から報告するとともに、消費者教育推進地域協議会としまして仙台工業高校の福島先生から情報提供していただいて、委員の皆さまの御意見や御感想を承ってまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

(吉永委員) 吉永でございます。改めまして今期も副会長にご推薦いただきました。会長をお助けするとともに、委員の皆さまの助けもいただきながら審議に貢献して参りたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

### **会議及び会議録の公開の取扱いについて**

(佐々木会長) 会議及び会議録の公開の取り扱いについてですが、会議の公開については、仙台市附属機関の設置及び運営の基準に関する要綱の規定がございまして、公開または非公開を審議会で決定することになっております。それから仙台市情報公開条例第7条各号に掲げる情報を取り扱う場合に、その他非公開とすることに相当の理由がある場合のみ非公開となりますけれども、本日は上記には該当しませんので、会議は公開とすることによっていいでしょうか。

(一同異議なし)

それでは、本日の会議は公開とさせていただきます。

### **会議録署名委員について**

(佐々木会長) 次に会議録の署名委員についてですが、会議録の署名につきましては、私の他にもう1名の委員の方に署名いただくようお願いしたいと思います。毎回名簿順としていたのですが、今回新しく委員が変わりましたので、最初からということで、早速で

すが大西委員にお願いするということでもよろしいでしょうか。  
(大西委員了承)  
それでは大西委員にお願いします。

## 議題(2) 仙台市消費生活基本計画(令和3年度～令和7年度)の進行管理について

- (佐々木会長) それでは議題に入りたいと思います。議題(2)「仙台市消費生活基本計画(令和3年度から令和7年度)の進行管理について」を事務局からご説明をお願いいたします。
- (センター) 資料1-1、1-2に基づき仙台市消費生活基本計画の進行管理についてご説明させていただきます。昨年度、第22期消費生活審議会委員の皆さまのご協力により、令和3年度から令和7年度までの消費生活基本計画を策定いたしました。仙台市では今年度より、この計画に基づき消費生活に関する各種施策に取り組んでいるところです。まず、お手元の資料1-1をご覧ください。資料1-1は、計画の進行管理について、まとめた資料でございます。『1「仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画」の概要』については、記載のとおりでございます。『2 進行管理について』ですが、前計画までは、取組事項のすべてに指標と目標値を定めて取り組んでまいりましたが、今計画より、計画においては5つの施策の柱ごとに「評価指標」を定めております。「仙台市消費生活基本計画」の21ページをご覧ください。施策の柱Ⅰ「消費生活の安全・安心の確保」では、この2項目で評価するというものです。資料1-2においては、太字で表記しております。資料1-2における太字以外のものについては、「取組事項」に示しております各局で取り組む事業における業務指標で、参考としてご覧いただくものでございます。資料1-1の2ページと3ページには、この「評価指標」としている項目についての令和3年4月から9月までの実施状況を記載しております。上半期の実施状況についてですが、施策の柱Ⅰ「消費生活の安全・安心の確保」にある2項目は順調に推移しております。また、施策の柱Ⅱ「消費者教育・啓発の推進」の1.「『伊達学園』アクセス数」については、昨年度、サイトをタブレット対応に変更したこともあり、件数が大きく増加しており、既に目標値に達している状況です。2.「消費者市民社会の形成に寄与する取り組みを心掛けている市民の割合」及び施策の柱Ⅲ「消費者被害の防止及び救

済」にある項目につきましては、2月に行う予定の市政モニターアンケートにより調査いたします。施策の柱Ⅳ「高齢者等特に配慮を要する消費者への対応」の1.「配食サービス配達時の注意喚起チラシの協力団体数及び配布数」については、団体数は6月に目標に達しており、配布部数も9月時点では目標値の約半分ですが、年度末までは達成する見込みとなっております。また、2.「出前講座（くらしのセミナー）実施回数」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、目標値よりもかなり少ない実施回数となっております。これら「評価指標」の実績につきましては、今後、下半期分を加え、令和4年度第1回の審議会において改めてご報告させていただきます。続きまして、資料1-2の実施状況報告書（案）についてですが、こちらは基本計画の実施状況の取りまとめに使用する様式です。担当課において「業務指標」と「目標値」を定めるとともに、現状ではグレーの網掛けとなっております、「実施状況」、「実施による成果（効果）」及び「課題や今後の取り組み」の欄に今後、必要事項を記載していきます。なお、「業務指標」と、その目標値については、担当課における業務進捗管理の目安として設定したものであり、太字となっている「評価指標」については、その実施状況を進捗管理のうえ、審議会において報告する対象として設定したものです。また、個別の「評価指標」については、資料1-1で説明したとおりです。資料についての説明は、以上です。

（佐々木会長）事務局から資料1-1及び資料1-2により説明がありました。ただいまの説明についてご質問やご意見などありましたら、委員の皆様をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

（大西委員）消費者市民ネットとうほくの大西です。2点ございます。1点は確認、もう1点は要望です。1点目の確認ですが、施策の柱Ⅰ「消費生活の安全・安心の確保」において、インターネットの活用、デジタル化社会の進展といった用語が出てきていないのはどうなのかなと思っております。というのは、インターネットの取引においては、越境取引とかCtoCの取引とかフリーマーケットとか、取引上の問題と商品の不具合の問題等で、大きく消費生活の安全・安心に影響を与えているという状況がございます。また、デジタル化社会の進展におきましては、キャッシュレスとか仮想通貨等々で問題がございますので、トータル的な中で用語として出てきていないのはいかがなものかと思えます。施策の柱

I 「消費者の安全・安心の確保」の 1. 「商品・サービスの安全の確保」の (5) ①に記載されている「商品・サービスの安全性について、さまざまな媒体により情報提供を行います」という中で、消費者に情報を提供していくということで読み取ればいいかなとは思いますが、この点については、やはり進捗の中では用語として明記していく必要があると思っております。

もう 1 点の要望ですが、10 ページ上段の 2. 「消費者被害の救済」の中の (3) 「特定適格消費者団体を目指す団体に対する支援」というところに関してでございます。今現在、消費者市民ネットとうほくは適格消費者団体ということで、不当な勧誘や不当な契約条項に対して差し止めを請求するという権限を付与されております。適格消費者団体の消費者市民ネットとうほくに対しては、仙台市からもご支援いただいております、その中の大きな成果をご紹介します。本日お持ちしたネットとうほくニュースに記載のとおり、消火器のリース販売について、全国で 760 件ほど、通常市販されている 3,000 円から 4,000 円くらいの消火器を 10 年契約のリースで約 3 万円の請求をしているという案件がございまして、不当な取引ということで消費者庁及び東北経済産業局から平成 30 年度に差し止め行政処分を受けております。その中でも継続して商売をしていたということで、全国で 760 件ほど、宮城県でも 450 件ほどの被害がございました。そこで、本件についてネットとうほくが訴訟をしまして勝訴しました。ところが、現時点では被告は上告しているという段階でございます。何を申し上げたいかと言いますと、このようにネットとうほくは、差し止め請求まではできても、救済まではできないということです。消費者被害の回復ということになると特定適格消費者団体になる必要があるということで、現時点でも仙台市からご支援いただいております。消費者の被害の未然防止や救済をするにあたっては、(消費生活センターの相談業務の軽減にもつながってくると思いますので、) ネットとうほく、弁護士、大学の先生方、相談員の方、消費者団体のメンバーが活動しております「ネットとうほく」を有効に活用して頂きたいと思っております。以上です。

(佐々木会長) ありがとうございます。今 2 点のご意見とご要望がありましたが事務局の方はいかがでしょうか。

(センター) 1 点目のネットの取り組みについてということですが、ご指摘の

ようにマスメディアに対する情報提供の部分は1ページの1の(5)の記載に含まれております。加えて、インターネット上のトラブルが現在多くなっていることは、こちらでも承知しております。センターとしても取り組みを強化する対象としていたるところでございます。資料1-2の10ページの3.「消費生活相談の充実」(2)において、「インターネットトラブルへの対応をするために、相談員の専門知識の向上を図ります」という項目で、「インターネット」という言葉を入れているところがございます。2点目のご要望につきましては、引き続きご支援してまいりたいと考えております。

(大西委員) インターネットの関係につきましては、センターの相談員の方々が研鑽されておられるということがわかりました。あとは研鑽した内容をさらに焦点を絞って、消費者教育に取り組んでいただきたいと思っております。また、特定適格消費者団体を目指しておりますので、引き続きご支援をよろしく申し上げます。

(佐々木会長) その他、資料1-1と資料1-2についてのご意見やご質問はありますでしょうか。渡辺委員申し上げます。

(渡辺委員) まず、資料1-1の2ページの「『伊達学園』のアクセス数」についてですが、学校の授業において活用されていることは、評価できるかと思うのですが、もしお分かりになれば、具体的に小・中・高のどこで活用されているのかを教えてくださいたいと思っております。また、3ページの高齢者の見守りの重点施策である高齢者や障害者向けのセミナーについてですが、こちらは重点施策ということで目標値が毎年40回以上と高い目標値が設定されているのですが、昨年も高い目標値が設定されていて、回数的にはあまり行かなかったということがございます。コロナ禍ということで、出前講座がなかなか進んでいないことは分かるのですが、そういった状況の中で、何か工夫できることや提示できる別な方法などがあれば教えてくださいたいです。また、目標値の設定に対しての進捗状況で進んでいないということについて、どのようにお考えなのか教えてくださいたいと思っております。

(佐々木会長) 今、渡辺委員から2点ございましたけれども、事務局の方はいかがでしょうか。

(センター) 1点目の「伊達学園」の評価についてですが、アクセス数は1月ごとの件数で見ると昨年度の10倍以上にはなっているのです

が、小・中・高のどこでというところまでは、調査していないという状況でございます。2点目の高齢者・障害者向けセミナーの目標値が40回以上としていて、2回しかできていないというのは、コロナの影響でご要望がないことによりますけども、9月を境にコロナが一旦おさまったので、そこからは12月ぐらゐまで講座の依頼が来ておまして、依頼があったところには出ているところです。この実施状況は9月までの状況でしたので2回になっておりますが、達成までは厳しいかもしれませんが、半分ぐらゐまでは行けると見込んでおります。それからイベント等に出向いて啓発をしていたのですが、イベント等がほとんどないという状況の中で、敬老乗車証を配布する時にパンフレットをお渡しするなどして、啓発をしているところがございます。出前講座の実施回数の代わりにするものにつきましては、今後検討して参りたいと思います。

(佐々木会長) ありがとうございます。続きまして佐藤(靖)委員お願いします。

(佐藤(靖)委員) 弁護士会の方でも、消費者教育ということで各学校に弁護士を派遣するという業務を行っているのですが、やはりコロナの関係で申し込みはあっても、結局コロナがちょっと増えてきたから取り止めということも結構あり、こういう出張系はなかなか件数が増えていないという状況はあります。ただ、だからといって、それをDVD等にして配布すればいいのかという議論もあるわけですが、やはり直接お話の方が理解が深まると考えられるとともに、その都度その都度アップデートしていかなければならないので、動画にして配布すればいいというわけでもなく、なかなか難しい問題があるということで弁護士会でも議論をしているところです。以上です。

(佐々木会長) どうもありがとうございます。何か事務局の方で補足することはありますか。

(センター) 出前講座で今日おいでいただいている仙台工業高校さんにも出向いておりますが、学校の全教室に相談員の話の配信する形で講座を実施しました。そういった、色々な工夫をして講座を実施していきたいと考えております。

### 議題(3) 「仙台工業高校における消費者教育について」

(佐々木会長) ありがとうございます。他にご意見はありますか。

ないようであれば、議題(3)「仙台工業高校における消費者教育について」にまいりたいと思います。最初に事務局の方から本日のゲストスピーカーである福島先生のご紹介をお願いいたします。

(センター) 本日は仙台工業高校の福島隆嗣先生をゲストスピーカーにお招きしております。仙台工業高校は卒業後就職して即社会に出る生徒さんが約7割という状況で、毎年3年生全員を対象として、当消費生活センターの出前講座を利用させていただいております。福島先生は講座のご依頼をいただく際の担当もされております。民法改正に伴う成年年齢引き下げが目前の4月に迫っていることから、現場での生の取り組みのお話をいただきたいと思っておりますのでどうぞよろしくをお願いいたします。

(佐々木会長) それではこれから福島様から情報提供をいただいて、その後委員の皆様からご意見や関連した情報提供などをいただきたいと思っております。福島先生よろしくをお願いいたします。

(福島教諭) よろしく申し上げます。仙台工業高校の福島と申します。簡単に自己紹介をさせていただきますが、担当教科は工業高校なのですが、普通教科で「地歴公民」という教科です。高等学校の場合は「地理・歴史科」と「公民科」と今から30年ぐらい前に分割されましたので、私の場合はどちらも教員免許を持っているということになります。また、教務部長ということで3年生の出前授業であるとか全体的なカリキュラムマネジメントをしています。それでは、資料に基づいてお話をしていきたいと思っております。まず、資料の1ページになります。学校教育に期待されていることですが、現在、様々な教育が学校教育の中に流れ込んできているということになります。上から、『主権者教育』（18歳の選挙権が与えられる時に主権者教育ということで、県教委、市教委も毎年研修会をやって学校教育の中に位置づけようと努めている）、『法教育』（裁判員制度導入の時に入ってきて、今でも盛んに色々な資料が送られてくる）、『防災教育』（東日本大震災以降、学校教育の中に入ってきている。なお、教科教育では地理の単元に「防災」という項目が前回の学習指導要領から入ってきている）、『情報教育』（ICTに関係している）、『情報モラル教育』（LINEやSNSを通じた不適切な書き込みとか、いじめであるとか、消費者問題とも関わってくる色々な詐欺も範疇に入る）、持続可能な社会を作るための『環境教育』（SDGsに関連



する)、『金融教育』(クレジットカードの使い方についての教育やライフプランを踏まえ、人生のターニングポイントでどのくらいお金が必要かを考え、計画的に使うことの重要性について取り扱うような教育も入っている)、『安全教育』、『防犯教育』(学校の安心・安全というのが脅かされるような事件が起こっている)、『道徳教育』(小・中では特別な教科「道徳」ということで新学習指導要領に位置づけられて、すでに行われている。一般的な教科ではないが、特別な教科ということで「道徳」の時間が週1時間設けられている。前の学習指導要領だと、特設の時間ということで道徳教育があったが、今度は学習指導要領の教科になるので、教科書もあって教育評価もするということになる。高等学校の場合は時間で設けるのではなく、すべての教科教育の中で道徳教育を行うという形となっており、来年度から本校でも全体計画を立ててすべての教科で道徳教育を行う予定である。なお、道徳教育は徳目教育ではないということに留意)、『労働法教育』(働き方の問題や過労死、長時間労働等について取り扱う)、といった様々な種類の教育があります。しかし、これらをすべての教育を行っていくということは、学校教育は万能ではないことから、限界があります。もう少し整理していかないとパンクしてしまうのではないかとというような話が教員の研修会の中でも現在語られています。例えば諸外国を見ると日本のように各省庁を細分化してそれぞれ縦割り行政で持っていくのではなく、市民性教育いわゆる市民社会における自立した市民をどう育てるかということで「シチズンシップ教育」という形で1つ位置づけられているのが先進国の主流となっています。このことから、市民性を意識しながら先に述べたような様々な教育を整理した方がいいのではないかとということで登場してきたのが2ページ目にある新科目「公共」という科目になります。これは公民科の教育ですが「現代社会」という教科が廃止になったことに伴い、来年度から始まるものです。「公共」については18歳になるまでに履修を終えるように学習指導要領に定められているため、高校1年生か2年生で学習するということになります。本校の場合は2年生で学習するというカリキュラムを立てております。「公共」が今までの授業と違うのは「対話的な学び」が必要であるとしていることです。今までは「知識と教養」すなわち、正しいことを知っていれば正しい行動ができる

ということで、知識注入主義（社会科は暗記科目であり、用語を覚えればいい）だったのですが、それでは十分な市民は育たないだろうということで「対話的な学び」を活かしながら「知識と教養」との相互作用で市民性を育成していくように方針の転換が図られました。「公共」は今までの立て方とは全く違うということになります。また、高等学校における道德教育の中核になる教科としても位置づけられています。つまり、高等学校で求められる道德教育というのは徳目の教育ではなく、市民としてどう自立するかをテーマにした教育になると思います。次に3ページ目をご覧ください。「公共」の中で単元として取り上げられるのは、主にオープンエンドの問い（回答が容易にない、甲乙つけがたい、正解がなかなかないといったような問い）になります。考えるためには、武器として知識と教養が必要になるので、知識教養教育をベースに対話的な学びをしながら、とりあえずの決定（最適解、最終解決方法ではないが今時点での最善の回答はこれだろうといったようなもの）を皆の合意で導いていく素養を身につけさせるといったものです。続きまして、4ページになります。こちらは「公共」の新しい教科書の見本ですが、まだ出版されていないものであるため、インターネットから取り上げたものになります。この教科書では「りさ」という名前の女の子がたびたび登場して、様々な問題を取り扱っていきます。抜粋した見本のページは、国家について考えさせる項目となっております。ここでは、「りさ」はなかなか社会に適応できない高校生なのですが、自分で独立国家を立てればもっと自由になるのではないかというようなことを考えるようになります。そして、ここからは、「国家」というものが絶対的ではなくて相対的な概念であるということを学ばせることになるかと思えます。5ページ目は、オープンエンドの問いとなっております。ここでは「都会で働くか地方で働くか」を問いとして挙げています。どちらも正解であり、人によりけりであるため、様々な問題点があると思います。このようなテーマについて、色々な資料を使いながらグループでディスカッションをしていくといった授業が今後求められることとなります。次に6ページをご覧ください。高等学校は教科教育が中心になるため、冒頭で説明したような今の学校教育に求められている様々な教育についても教科教育の中で単元として位置づけていくこととなります。高校の場合はどうしても

各教員が各教科を別々に担当していることから相互作用、インテグレートができていなかったため、カリキュラムマネジメントをしつつ有機的かつ総合的にカリキュラムを作っていくことが必要となります。新カリキュラムでは、本校は2年次17歳までに「家庭基礎」（契約や消費生活の問題点等を取り上げる）と「公共」をやり、3年生で「探究の時間」（実際に社会に出ていくにあたっての基礎教養を身につけさせる）をすることになります。続いて、現在本校で行っている家庭科、現代社会、探求についてご紹介をしたいと思います。7ページをご覧ください。こちらは消費者庁が作成した「社会への扉」です。本校ではこちらの冊子を2学年全員分いただいて家庭科の時間で活用しています。この冊子はかなりよくできていて、非常に面白い内容となっています。12の問いに分かれていてそれぞれの場面でハウトゥーといったものがよく分かるようになっています。漫画のイラスト等もあり、非常にとっつきやすいということで他校でもかなり好評な教材です。次に8ページになります。12の問いです。現在本校では3年生で現代社会を学ぶのですが、現在使っている教科書では四つの大項目に分かれていて1つ目はエネルギー問題や環境問題といった社会全体の問題、2つ目は倫理社会のような問題、3つ目は政治経済、4つ目は国際社会になっています。そして、経済の中で消費者問題を取り扱っています。現在の教科書は昔の教科書と違ってページ制限や色の制限もないため、オールカラーで資料もたくさん載っています。次に9ページ、10ページを見ていただくと漫画等が書いてあって、消費生活センターが発行しているパンフレットみたいにもなっているということで現在の教科書はうまく活用すれば十分に消費者問題を理解させることができるようになっています。最後に探求についてご説明します。本校の場合、3年生で探求を学ぶのですが、探求は社会人としての基礎・基本を学ぼうというテーマで、前期と後期に分かれています。前期では職業研究を行います。就職する生徒が7割いることや大学に進学する生徒も将来を見据えて学部・学科を選んでいくことから、職業研究で自分の在り方と職業選択を結びつけ、進路指導を中心に行っています。後期では、就職活動が9月、10月頃に終わり、大学に進学する生徒も総合選抜型で11月頃には進学先が決まるため、社会人基礎教養ということで法教育、消費者教育、主権者教育といったものを中心にカ

リキュラムを組んでいます。その中で毎年仙台市消費生活センターに、1コマ消費者問題の出前授業をお願いしています。しかし、その1コマの出前授業ですべてを完結させることはできないので、同時並行でやっている現代社会や2年次にやった家庭基礎と有機的に結びついて、生徒の認識を高めていくこととなります。具体的に生徒の心の中で何が起きているのかを教育評価していくこととなりますが、本校の場合は「1枚ポートフォリオ評価」というものをしております。11ページになりますが、こちらは出前授業の講義を聞きながら作成するシートになります。最初に、講義を聞く前に「『消費者問題』という言葉を使って2つ文章を書いてください」という問題に取り組んでもらいます。これを診断的評価と言い、事前の生徒の認識を調べるものになります。次に、実際に講義を聞きながら、どのような部分が自分自身気になったのか、その要点をまとめてもらいます。このことにより、生徒が見落とした部分が後で分かるようになるとともに、「しっかり集中していたのか」、「大事なところをしっかりとチェックしていなかったのではないか」といった生徒の授業の取り組みをフィードバックして後からアドバイスできるようにもなります。これを形成的評価と言います。最後は統括的評価になります。具体的には講義の振り返りを行うとともに、自分自身の心の中でどういふ変化が起こったのかについて書いてもらいます。そして、こういったことを調べながらカリキュラムマネジメントしていくこととなります。12ページをご覧ください。講義を受けた後に2人の生徒に書いてもらったものですが、講義を聞いて「やっぱり怖いな」というような認識が出てきたようです。しかし、生徒の認識が「危ないことには近づかない」という概念に留まっているのではないかという課題があります。特に現代社会や家庭基礎の教育目標では「消費者主権」という概念理解を目標にしていますが、そういった「主権者として消費者には権利があつて守られなければいけない」、また、「主権者として社会の中でどう行動するのか、どう守られるのか」という認識までは達していないのではないかということから、教科教育の概念教育が不十分であるという評価が出てくることとなります。そこで、今後については新しいカリキュラムになって、特に「知識理解を注入してどれだけ知っているか」ということではなく、「心の中でどのような変化が起こり、市民としてどのような行

動力を身につけているか」といったことが重要になってきますので、評価方法を工夫しながら取り組んでいるということになります。最後に13ページをご覧ください。ここまで述べた「1枚ポートフォリオ評価」をすることによって、本校の場合3つの課題が出てきました。具体的には①総合的な探究の時間や出前授業を中心とした時間と教科教育をどう有機的につなげていくかという課題②教科教育の中で、探求的要素をどのように取り入れていくかという課題③消費者教育をシチズンシップ教育（市民性教育）の中で、全体でどうとらえ直していくのかという課題になります。最後に余談にはなりますが、シチズンシップ教育（市民性教育）の中で、最近特に言われるのが「アクティブシチズンシップ」という概念です。これは国や行政が何もしなくても、自主的に市民性を発揮して自分たちで問題を解決していくといったアクティブなシチズンシップのことを意味します。色々な考え方があると思いますが、新自由主義と非常に親和性が高いと言われていています。それに対して、社会の根本問題を変革して行ったり、社会の諸問題について積極的に介入出来たりするような主権者を育てていこうといった考え方が教育学の中では対立点として現在あがっているという状況です。以上になります。ご清聴ありがとうございました。

(佐々木会長) どうもありがとうございました。ただいまの情報提供を受けてこれから意見交換を行いたいと思います。やり方ですが、各委員の方々から1人ずつご意見を頂きまして、その後にとまめてご回答あるいは質疑応答するという形にしたいと思います。まずは、高山委員からお願いします。

(高山委員) 高山でございます。今、色々なお話をさせていただいて、高校における学ぶことの多さにすごく驚いてしまいました。たったの3年間でこれだけのことをしなければならぬということに一番驚きました。よく小学校や中学校の先生にもお会いするのですが、その時も授業の多さはもちろん、それ以外にやることがあまりにも多く、生徒同士のトラブル対応もあり、限られた中で様々なことをやっているのがいつもすごいなと思っております。ただし、このように授業で色々なことをして、色々教育について考えて、カリキュラムを組んでいても、実際に社会に出るとそれを分かっている大人ばかりではないと感じています。やはりどうしても、会社に入って社会に出た時の今の上司にあ

たるような50代60代の人だと、このような考え方自体に馴染んでいないのではないかと思います。現在のSNSが発達して様々な情報があるような状況とは違った生き方をしている人たちとの間でのトラブルがものすごく大変だといつも思います。頭で分かっても、（例えば農家でもいらっしゃるのですが）「やっぱり、やってみたら実際はそんなふうにはいかなかった」ということで、辞めて行かれたり、こもられたりする方もいるのでそういうことを考えなければならぬような感じをしながらも、大変だなとは思いました。どうしたらいいのかは、私にも全然分からず、答えは出ないのですが、今後も皆さんで考えて、やはりやっていくしかないのかなと思います。感想ばかり申し訳ないのですが、今聞いていてそのように思いました。

(佐々木会長) ありがとうございます。続いて佐藤広行委員をお願いします。

(佐藤(広)委員) 非常にわかりやすい内容で参考になりました。宮町商店街では、これからですが、東北芸術工科大学の生徒さんと東北高校の生徒さんがコラボして、大学生が高校生に教えながら、商店街をターゲットにして何か動くことが出来ないかと考えています。この間、生徒さんたちが見えて非常に熱心に聞かれていきました。これはきっと社会を変えていく力になるのかなと期待ができました。また、東北医科薬科大学には「ari」という学生の団体がありまして、「ありがとう」とか「ありがたい」といったものがすごく大事であると考えていて、「孤独をどうなくすか」といったことが、医者にとって病気を減らす原動力になるということを言っていて私も感心しました。病院はどちらかと言うと患者さんが来たら患者さんの見立てをして治すというところではありますが、彼らは「病気にならないようにするにはどうしたらいいか」を考えているという話を聞いて、素晴らしいなと思いました。そこまで思って、地域を見ながら医療に携わりたいというような姿勢を見ると、そういった姿勢も学校教育の中で彼らが培ってきたものを今、社会に出そうとしているのかなと思います。お茶の井ヶ田さんとコラボして図書館を開設するとか、お金をあまり取らないで人と交わるようなものを作りたいのでどこかを借りて何かやりたいとか、医者でありながらも「経営」ということも考えていく力は、彼らの力になっていくと思っています。私たちとも一緒になって、お互

いが情報共有し合いながら、足りない所を補っていくことが必要であると考えています。「商店街をどのようにしたらいいのだろう」という問題はまさに「オープンエンドの問い」であり、全く答えがないわけですが、それを彼らが考え始めていて、私たちもその解を求め始めているところです。宮町商店街はどちらかと言うと高齢者をターゲットにする商店街ではあるのですが、若者が入ってきてくれることによって、若者をターゲットにした商売はどうやったらできるのかを考えていくことができれば、きっと尖った面白い商店街ができるのではないかと期待しています。やはり、今の若い方はこういう勉強をどんどんされているので、私も含め、大人が遅れてしまうのではないかと非常に危機感を感じており、同時に私も勉強していかなければならないと思っています。商店街のメンバーも、みんな学び合いながら、良い社会を作っていかないと商店街自体も取り残されてしまうのではないかと感じました。ありがとうございました。

(佐々木会長) ありがとうございました。では、大西委員お願いします。

(大西委員) 福島先生どうもありがとうございました。貴重な現場のお話を聞かせていただいて、非常に勉強になりました。3点あるのですが、1点目は先生の話聞いていて、仙台工業高校のシチズンシップ教育には非常に共感しました。ここでお聞きしたいのですが、平均的な仙台市内の他の高校も同じような取り組みをされていてらっしゃるのでしょうか。というのも、先生の高校の取り組みがものすごく進んでいるような気がしたためです。2点目は消費者教育について、特に今は成年年齢引き下げに対して出前講座に取り組んでいるという状況があり、消費者庁が2年間にわたって「この300校に対して成年年齢引き下げの出前講座に取り組む」といった具合に推進しているのですが、これがどの程度、高校に浸透しているのかということです。3点目は色々な団体が出前講座の推進に取り組んでいるのですが、高校の先生方は忙しいとか、消費者団体や推進する個人に対しての不安感があるとかで、信頼関係が醸成されていないような気がしています。先生方と出前講座に取り組む団体のメンバーとの懇親会のようなものがあれば、本音で話をできるのではないかと思います。そういった考えに対しての先生のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

(佐々木会長) 今、大西委員からいただいた質問も含めて、最後にまとめてお答えいただこうと思います。続いて Web でご参加いただいている佐藤靖祥委員をお願いします。

(佐藤(靖)委員) 先程も話に出ましたけれども、高校でここまでやるというのは、すごく大変なことで、現場ではご苦労されているのだなということが非常に分かりました。内容を見ても、かなり深く入り込まざるを得ない部分があるというところで、現場での苦労というのが本当によく分かりました。弁護士会の方では、「すべてを学校の先生方が」というよりは、一部スポット的に出前講義等を使っていただきながら、補足しながらやっていただくために弁護士会としては引き続き出前講義をやっていきたいと思っております。成年年齢が引き下げられることによって、学校内で成年に達している人、していない人が分かれていくことになるので、尚更、高校における学習が非常に重要になってくると思っております。特に今年はその過渡期であることから、弁護士会でも何か対応をしなければならないということで、昨年末に消費生活センターも含めてですが、学校の先生方に案内をしたうえで、成年年齢引き下げについてのウェブでの学習会を開いて、先生方に状況を深く理解していただくという企画をしました。近々、当時のビデオの内容を仙台弁護士会のホームページにアップして YouTube でご覧いただけるように準備を進めておりますので、アクセスしていただければと思っております。

(佐々木会長) ありがとうございます。それでは平松委員をお願いします。

(平松委員) 大変お忙しい中、お話いただきましてありがとうございます。やはり 18 歳の高校生だと大学に行くにしろ、就職するにしろ、環境的にも精神的にもすごく変化が大きくて、学生さん自身も自分で決められることも増える一方で、自分で決めなければいけないことも出てくるという気負いみたいなものも生じてくるかと思えます。成年年齢引き下げによって契約もできてしまいますし、そういったことでのトラブルというのが多くなる可能性が懸念されているため、現場でもすごく教育に力を入れていらっしゃるのだと思います。また、キャリア教育なども入ってきて、すごく現場は大変なのだろうなということを今日のお話を伺って実感いたしました。一方で、学生から社会人になるにしろ、大学生になるにしろ、若いうちに契約等のトラブル



ルに見舞われて、そこでつまずいてその後の人生に大きく影響してしまい、社会生活がうまく行かなくなってしまうのも大変なことです。教育も大切ではありますが、やはりトラブルにあった時には適切どころに確実にアクセスできるような取り組みを行うことが行政としても大変重要なことだと思えました。「危ない所に近づかない」というだけだと経済が回っていかなくなってしまうので、適切に自分で判断をして、ただトラブルに遭ってしまったら適切どころに行けるという両輪を進めていくことが大変重要だと思えました。感想になりますが、以上です。

(佐々木会長) ありがとうございます。続いて渡辺委員お願いいたします。

(渡辺委員) 福島先生、ありがとうございます。高校において一言で「教育」と言っても、本当に様々な教育の中身があるということに驚いたとともに、カリキュラムのマネジメントを本当に素晴らしくされているなという感想を持ちました。それから、皆さんもおっしゃっていたように、成年年齢引き下げが間近に迫る中で、私たち市民としても、消費者トラブルに巻き込まれる若者が多く発生するのではないかととても懸念しているところではあります。しかし、高校において1つ1つ学生さんに教えていただくことがトラブルに巻き込まれない1つの知識として植え付けていただけるのではないかと思います。ただ、成年年齢引き下げと若者のトラブルについて考えた時に「消費者トラブル」を「怖いものだ」、「注意しなければいけないものだ」と認識することが大前提としても、それだけではなくて、その先には新たな可能性であるとか、明るい展望を持った若者への伝え方も必要なのではないかと思います。また、消費者庁や国民生活センターでは、今、若者にとって「美と金(カネ)」がとても注目度が高く、それに関連するトラブルがとても多いと伝えられているのですが、若者に特有の具体的な事例を若者にうまく伝えていくことが今後の消費者トラブルを防ぐためにも、いい材料になるのではないかと思います。今後も行政、学校、私たちが連携して支えていくことが大事なのではないかと今のお話を聞いて、とても感じました。ありがとうございます。

(佐々木会長) どうもありがとうございます。それでは、吉永副会長いかがでしょうか。

(吉永副会長) お話しいただきましてありがとうございます。私は大学の法

学部で民法の契約法を専攻しておりますので、まさにこのお話は自分の専門との関係でも関わるものであり、それが高校ではこのように教えられているのだということで、大変勉強になりました。まとまりきっていない感想になりますけれども何点か申し上げます。まず、率直に申し上げて大学以上に難しいことをしていらっしゃると感じました。と申しますのは、大学はある意味では非常に楽な教え方ができるからです。例えば、私だと契約について教えるとなれば契約だけ、民法の問題だけをやっていればよいので、「契約を守らなかった時にそれが犯罪になり得るか。詐欺罪は成立し得るか。」というようなことは、考えなくてよいですし、ましてやそこで「主権者として」とか「投票をする」とか「社会を作る」とかまでは考えません。

「社会を作る」になると、もはや法学そのものというよりは政策学になってまいりますので、「そういう話は他の先生に聞いてね」とか、場合によっては「他の学部の授業を受けてください」とか、法学部であれば「公共政策大学院に行って勉強してください」といった具合になります。大学だと問題を小さく切り分けてしまって、その分概念を深くしていくのですが、高校ではそのようにはできないところもあると思います。例えば

「契約」という概念1つを取っても、概念1つが固まり切る前だとしても、色々な領域を扱わなければいけないというのが特有の難しさなのだろうと思ったところです。だからどうしろというところまでアイデアがあるわけではないのですが、大きく違うなと思った次第です。それとも関連するのですが、取り上げなければならない問題というのが、先程から出ている18歳成人を考えれば、まずやはりトラブルに巻き込まれないように自分の身を守るというところが大きいと思います。ただし、同時に自分の利害を一旦横に置いた社会の仕組みとしての契約の制度や契約の制度も含めた社会制度全般に対して、まさに主権者として関わっていくという側面もあって、視点が大きく異なるものを同時に扱って行かなければいけないというところも難しさなのかなと思いました。これは大学に入ってきた学生でもなかなか区別できないところがありまして、大学での民法の授業はまさに「民法」という仕組み、「契約」という仕組みについて授業をしているのですが、やはりどこか「自分にとって損ですか、得ですか」という観点で考えているところがあり、

「自分が損しそうだからその制度はおかしいのではないか」といった質問が出たりすることもあります。それが普通だとは思いますが、そうした自分の利害に関しては、強く関心を引きつけられる中で、社会の仕組みとしてどうかということまで扱うというのは、非常に難しいことをしていらっしゃると思った次第です。それから、お伺いしてこういった視点もあるかなと思ったのは、今日の話にはあまり出てこなかった歴史の視点です。民法の基礎にある契約自由の原則（個人と個人とが契約して、国家の介入はできるだけ少ない方がよい）が、消費者問題が当初、民法の中には入ってこない出発点になっているのですが、この起源がどこにあるのかと言うと18世紀や19世紀の近代革命、市民革命、フランス革命などに遡るわけですが、そこでは、「市民というのは能力もあり、理性もあり、自分のことは自分で判断できるのだから国が介入してくれるな」ということで、「そのような市民であるからこそ、国を形作っていく主権者なのだ」というところに淵源があるわけですが、もちろん、そうした古典的な近代という観念は現代に至るまでに、当然修正が大きくされているのですが、それでも今の民法の出発点になってしまっているところとして、それをどう克服していくかというのが、まさに消費者教育や主権者教育に繋がるところだと思えます。世界史の授業でフランス革命というのは必ず取り上げられると思うので、それがここに影響しているのだというのは、歴史の話でも出てくるといいのかなと思います。私自身、模擬授業などで高校に行って、「六法」という言葉は大体の生徒さんが聞いたことはあるのですが、「六法は何で六法か知っている？」と言って「あれは実は、フランス革命の後のナポレオンに遡るんだよ」と言うのと「そうやって繋がるのは面白いです」と言って下さったりもします。歴史的な背景（古い考えが残ってしまっていること）について、触れてもいいのかなと思いました。最後に、高校において、あらゆることを全部やるのが大変であるということについては、おっしゃる通りだと思っております。そこで、1つあってもいいかなと思った視点は、高校で全部教えるのが理想的かもしれないですが、実際には色々難しい中で、「今後学んでいく手がかりをここで与えているのだ」と、つまり「今はまだ分からないかもしれないけれども、今後学びたくなったらこういうツールがあ

るのだ」といったように、今後学んでいく手がかりを与えるというのも1つの教育かなと思いましたが、感想として申し上げておきたいと思います。ありがとうございました。

(佐々木会長) ありがとうございました。私自身、受験勉強をしてきた人間として言わせていただくと、多くの高校生は受験のために科目を勉強するという意識が強いため、関係のない科目は高校で勉強したり、定期試験が終わったりしたら、どんどん忘れてしまうことが多かったのかと思います。今回のお話を聞いて、私が高校生だったときに比べるとものすごく社会科の内容が変わっているという印象を持ちました。今の時代の高校生は昔よりも面白い勉強をしているのだとは思ったのですが、ただ、やはり多くの高校の場合は大学に進学する生徒が多いため、直接社会に出ないということを考えると、消費者教育についても、勉強してすぐに忘れる知識になってしまうのではないかと感じました。例えばセンター試験や大学入試で消費者に関する問題が出るようになれば、話は別なのかもしれないですが、現状が必ずしもそうでないのであれば、(仙台工業高校の場合には直接社会に出て行く高校生も多いと思うので状況が違うと思うのですが)他の多くの高校ではここまできっちりとした体系で指導ができるのかどうか、よく分からないところがあると思いました。私からは以上となります。

続きまして、各委員の方からいただいたご感想、ご質問について、福島先生からご説明、ご回答をお願いいたします。

(福島教諭) まず、他校での取り組みがどうなっているのかというご質問についてお答えいたします。宮城県には高校の社会科教諭が集まって様々な授業についての勉強会や研究会を行う「宮城県高等学校社会科教育研究会」がございいます。そこで私は公民部長を6年間勤めておりましたが、「出前授業を組織する」とか、主権者教育で「模擬投票をする」といったイベント的な体験型の学習については、進学校はほぼ時間がないのでできないという話でした。恐らく消費生活センターでも進学校からの依頼は少ないのではないかと思います。進学校の場合、教科書的な知識をしっかりと身に付けさせることに重点を置いているという現状があります。国公立大学の場合は共通テストがあるので、そこできっちり得点を取らせるためには、とにかく教科書の内容を消化していくこととなります。私としても、教科書の内容は

1年間で終わる量ではないと感じており、とにかく「隙間時間は授業」というのが進学校の現状ですので、色々な教育を実践する（例えば、特設の時間を設ける）というのはなかなか難しいのかなと思います。2つ目の成人年齢引き下げについての取り組みがどうなっているのかというご質問についてですが、消費者庁や法務関係の団体から送られてくるパンフレット等を生徒に配っております。本校の場合は探究の時間で成人年齢の引き下げについてはテーマとして1時間やりましたが、やはり進学校ではなかなか取り組みができていないようです。教科教育の中で家庭科があるので、そのあたりで触れているのではないかなと思うのですが、あくまでも授業の中で取り上げるということですので、身近な問題を使って時間をかけてやっていくということは、普通高校の進学校ではかなりできていないのではないかなと思います。最後に出前授業の団体についてのご質問ですが、先に述べたように受験を意識するとどうしても余裕がないので、「出前授業をお願いします」、「外部のゲストティーチャーをお願いします」といったことがなかなかできていないのかなと思います。受験校である二華高校の先生は、以前に公開授業を見に行った際、弁護士の先生と国家公務員の方をお呼びして、社会科の先生と3人でパネルディスカッションの授業を1コマで教室の中でやっていました。学年全体や全校集会でやるのではなく、先生の授業の中でゲストティーチャーを招いての取り組みをしていた先生がおりました。この時は法教育をテーマにやっていた授業でしたが、そういったこともできるのかなと思います。ですから、学校行事でやってくださいというのではなく、授業の中でも40人のクラスからでもできますというアピールの仕方が面白いのではないかなと思います。委員の方々のご感想をお聞きしまして、私も色々勉強させていただきました。本当にどうもありがとうございました。歴史の問題については18世紀的な基本的な自由権の他に20世紀になるとそれだけでは足りないとなったことは現代社会の政治分野のところで取り上げており、さらに世界史の中でも20世紀的基本権ということで取り上げているのですが、やはり生徒の認識は全体像をつかむというよりも個別的だと感じています。先のワークシートに書いたように、そこ1点だけに注目してしまって、前に学習したこととなかなか体系的に結び付けられないというところ

ろがあると思います。ですから、あまり知識注入主義にしてしまうと、そういったことになってしまうので、今後の授業でももう少し大局的なものの見方ができるようにやっていかなければならないと思っております。次に社会課題解決型の授業については、先程、東北芸術工科大学の話が出ましたが、宮城県の場合は進学校だと古川黎明高校が盛んに行っております。地域課題の解決について探究の時間に取り組んでおり、地域課題のテーマを決めたうえでグループ分けして行政等にも入り込んで実施しています。それから最近では宮城県農業高校が東大で研究発表して大賞を貰ったようです。私は農業について詳しくないのですが、化学肥料というものはプラスチックに入っているようで、それを撒くと結局海に流れてプラスチックゴミ（マイクロプラスチック）になるので、その点を改善するような化学肥料を考えたというような内容でした。そういった取り組みを行っている学校がちらほらあるということですが、やはり超進学校だとそういった時間は取れないということですので、そのあたりをどう考えたらいいのかと思います。本校の場合は工業高校なので、共通テストを受ける生徒は記念受験の生徒ぐらい（AO入試で受かった生徒が自分の実力を試すために受ける）であり、受験勉強をさせるのではなくて、日々の学習の成果で大学に行くという感じです。進学校のように特別な受験勉強をしないため、こういった取り組みができると考えています。だから、やはり大学受験というのが特に1つのネックになっていると思います。以上でございます。ありがとうございました。

(佐々木会長) どうもありがとうございました。委員の皆様から何か補足や更なるご意見等がありますでしょうか。佐藤靖祥委員お願いします。

(佐藤(広)委員) 資料の中の生徒の感想に「困ったら消費者センター」と書いてあり、もちろんこれは大事だとは思いますが、やはり人は家族が大事で仲間が大事で地域が大事といったように、どれだけ人脈力があるかというところがすごく大事なので、そのあたりを是非子どもたちに伝えていただければと思います。「自分だけ分かればいいんだ」みたいに、今はどちらかと言うと個人主義にどんどん傾いている傾向がありまして、逆にその反動で生徒たちが「そうじゃないだろう」ということで、私たちの方に近づいてきているのだと思います。ですから、是非教育の中

で、組織というのが実は人間にとって、すごく大事であるということ伝えてもらうとともに、子どもたちが大きな失敗にぶつからないようにするためにも、身近な友人の存在がすごく大事であるということも伝えてもらって、子どもたちが幸せな社会になってもらえるといいと思います。

(佐々木会長) ありがとうございました。その他ございますか。もし、ないようであれば、今の情報提供について事務局の方で何か補足等ありましたらお願いします。

(センター) 消費生活センターに出前講座の申し込みが来ている進学校の件についてですが、公立高校の中では市立高校からの依頼が多いのですが、県立だと仙台南高校や仙台高校から依頼が来ております。市立高校だと選挙の出前講座と一緒に出向いておりますので、令和3年度は6校の依頼が来ております。これから行う予定のものもありますが、高校だとZoomも使えますので、今のところ進める方向でおります。また、令和2年度はコロナの影響でほとんど依頼がなく、令和元年度はかなりの依頼があり、大学からの依頼も結構多かったのですが、確かに福島先生のおっしゃる通り進学校からの依頼は来ていないという状況でございます。以上でございます。

(佐々木会長) ありがとうございます。その他皆様から何かございますか。ないようでしたら以上で議事を終了したいと思います。それでは進行を事務局にお返しします。

令和 4年 3月 31日

仙台市消費生活審議会会長 佐々木 伯朗

会議録署名委員 大西 = 郎

